

◎国の財政運営における不要資産の活用、透明性の向上等に関する法律案新旧対照表

○特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（予算の作成及び提出）</p> <p>第五条〔略〕</p> <p>2 各特別会計の予算には、歳入歳出予定計算書等及び第三条第二項各号に掲げる書類（国の財政運営における不要資産の活用、透明性の向上等に関する法律（平成二十九年法律第 号）第六条第一項の規定により提出されるものを除く。）を添付しなければならない。</p> <p>（歳入歳出決算の作成及び提出）</p> <p>第十条〔略〕</p> <p>2 各特別会計の歳入歳出決算には、歳入歳出決定計算書及び前条第二項各号に掲げる書類（国の財政運営における不要資産の活用、透明性の向上等に関する法律第六条第一項の規定により提出されるものを除く。）を添付しなければならない。</p> <p>3〔略〕</p>	<p>（予算の作成及び提出）</p> <p>第五条〔略〕</p> <p>2 各特別会計の予算には、歳入歳出予定計算書等及び第三条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>（歳入歳出決算の作成及び提出）</p> <p>第十条〔略〕</p> <p>2 各特別会計の歳入歳出決算には、歳入歳出決定計算書及び前条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>3〔略〕</p>